

高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、沿岸漁業、内水面養殖業及び水産加工業等に対し低利の設備及び経営資金の融通を円滑にすることにより、その経営の育成と維持安定を図り、もって水産業の発展に資することを目的とする。

(融資対象者)

第2条 この制度により融資を受けることができる者は、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の組合員であって、この制度の融資を行うことにより経営の育成と維持安定が図られると認められる者で、県税を滞納していない者とする。ただし、漁業経営維持資金にあつては、使用漁船のトン数が20トン未満の者とする。

(融資機関)

第3条 この制度によって貸付けを行う金融機関（以下「融資機関」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高知県信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）
- (2) 農林中央金庫

(資金種類及び対象事業)

第4条 この制度により融資する資金の種類及び融資対象事業は、次の表のとおりとする。

資金の種類	融資対象事業
経営安定資金	海面養殖業
	沿岸漁船漁業
	定置漁業
	小型定置漁業
	内水面養殖業
	水産加工業
経営維持資金	中古漁船の購入
	中古機関の購入
	中古機器の購入
	定期検査に係る費用

第2章 原資の造成及び預託

(原資の造成及び県の利子補給)

第5条 全国漁業信用基金協会高知支所（以下「基金協会」という。）は、この制度の運用を図るために必要な資金の原資（以下「原資」という。）について、信漁連から次に定めるところによ

り借入れを行うものとする。

(1) 借入額は、前年度の各四半期末融資残高平均（以下「融資残高平均」という。）を2.22で除し、1,000円未満を切り捨てた額とし、各四半期末の融資残高に15パーセント以上の変動があった場合は調整を行う。

(2) 借入利率は、借入時点で信漁連が基金協会に対して定期預金を担保として貸付けを行う利率とする。

(3) 借入期間は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 知事は、別に定めるところにより、基金協会に対して、前項の借入れにより生じる利子の全額に対して利子補給金を交付する。

(預託条件)

第6条 基金協会は、融資機関に対し前号の原資を別に定める利率で信漁連又は農林中央金庫に預託するものとする。

2 融資機関は、前項の預託金を2.22倍協調で貸し付けるものとする。

第3章 融 資

(貸付限度額、貸付期間及び貸付利率)

第7条 この制度の1経営体当たりの貸付限度額は、事業費の80パーセント相当額と次の表に定める融資対象事業ごとの貸付限度額のいずれか低い額以内とする。

資金の種類	融資対象事業	貸付限度額
経営安定資金	海面養殖業	2,000万円
	沿岸漁船漁業	500万円。ただし、機船曳網漁業にあつては、200万円
	定置漁業	1,500万円
	小型定置漁業	1,000万円
	内水面養殖業	500万円
	水産加工業	1,900万円
経営維持資金	中古漁船の購入	3,000万円
	中古機関の購入	1,000万円
	中古機器の購入	100万円
	定期検査に係る費用	1,000万円

2 各資金の貸付期間は、経営安定資金は貸付けの日から1年以内の期間とし、経営維持資金は2年以内の据置期間を含み、貸付けの日から5年以内の期間とする。

3 各資金の貸付利率は、年1.5パーセント以内とする。

(融資手順)

第8条 この制度の貸付けを受けようとする者は、融資機関に対して、別記第1号様式による借入申込書により申し込むものとする。

2 融資機関は、第1項の規定による申込みがあり、内容を審査し、借入申込みを承諾しようとするときは、別記第2号様式による高知県沿岸漁業等経営育成資金融資事業計画書を作成し、基金

協会に提出するものとする。

3 基金協会は、当該計画書の提出を受けたときは、速やかにこれを知事に提出するものとする。

4 資金の申込みを受けた融資機関は、市町村に資金の利子補給承認申請を行ったときは、その承認を受けてから貸付決定をするものとする。

(報告)

第9条 融資機関は、別記第3号様式による四半期ごとの高知県沿岸漁業等経営育成資金貸付状況報告書を作成し、基金協会に提出するものとする。

2 基金協会は、前項の規定による報告をとりまとめた上、知事に提出するものとする。

(繰上償還)

第10条 知事は、この要綱に基づき貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、資金の全部又は一部について、繰上償還を命ずることができる。

(1) 資金を対象事業以外の目的に使用したと認められるとき。

(2) 虚偽の借入申込書により借入れをしたとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

第4章 市町村の利子補給

(市町村の利子補給)

第11条 資金の貸付けを受けようとする者が居住する市町村長は、予算の範囲内で当該者の借入額に対し、年0.6パーセントの率で計算した額を融資機関に利子補給し、末端の貸付利率を年0.9パーセント以内とする。

第5章 補 則

(報告及び検査)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、基金協会及び融資機関に対して、必要な報告を求め、かつ、関係書類の提出を求めることができるものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(略)

附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

- 附 則 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。